

安全衛生法上

作業員(労働者)自身が守らなければならない必要事項
(安衛法4条、26条)

☆指示されたことは、必ず守る

事業者から

- 送り出し教育、
- 雇入れ時教育、
- 新規入場時教育
- 安全ミーティング、朝礼、KY等

で具体的に指示された事項について、
作業員(労働者)が守らなかったために
事故・災害が起きたら

- 過失相殺割合で損害賠償請求額が減額される
- 他人を巻き込んだ事故・災害がおきたら、
損害賠償を請求される
- また労災保険給付額が減額される

などのケースが出ることもあります。

事業者におんぶにダッコ!?

前記の研修会、打ち合わせ場所において事業者、職長等上司からの指示事項を聞き流してはいませんか。具体的に指示された内容に自筆、サインをしたら守らなければならない法的義務が発生します。

